

# 敵基地攻撃能力と専守防衛 整合性の検討文書「ない」

内閣法制局

防衛を超えるため持てない  
兵器として大陸間弾道ミサイルなどを挙げてきたが、  
18年に導入を決めた長射程のスタンド・オフ・ミサイルはそれに近づいている。

(編集委員・藤田直央)

不開示とした理由

岸田文雄首相が表明した  
敵基地攻撃能力の保有検討  
と、憲法に基づく「専守防衛」との整合性に関する文書が政府の憲法解釈を担う  
内閣法制局には「不存在」であることがわかった。朝

今年2月に不存在と回答し  
た内閣法制局からの通知

請求人が指摘する内閣法制局の見解行政文書を内閣法制局において作成に係る行政文書を保有していない

日新聞記者が情報公開法に基づき文書の開示を求めていた。首相直属による説明が今後国会などで求められそうだ。

専守防衛は戦後日本の基

本政策。保有する兵器と行使を自衛のための必要最小限度とする「憲法の精神に則った受動的な防衛戦略」

とされる。一方で岸田首相が昨年末、政府が控えてきた敵基地攻撃能力の保有検討を表明したため、朝日新

聞記者は内閣法制局と防衛省に今年1月、専守防衛と両立するのかの見解と、その見解に至る検討過程の文

書開示を求めていた。

内閣法制局は2月、「そ

のよくな文書を作成、取得

したことではない」と回答。

防衛省は4月に開示した

が、国家安全保障局と調整

して昨年12月に作った国会

答弁資料で、「一般論じし

て整合する」「詳細は検討

が、国家安保局と調整されたことではない」という内容にとどまった。

政府の専守防衛の解釈には近年緩さが目立ち、集団的自衛権の限定行使を2014年の憲法解釈変更で容認した際は、自衛隊が他国も守れるようにしたが専守防衛の範囲内とした。専守

敵基地攻撃の意味もあり

まい、4月には自民党が

対象を「指揮統制機能等」

に広げるよう提言。安倍晋

三元首も「基地に限定せ

ず中枢への攻撃も含むべ

き」と発言し、「自衛の

ための必要最小限」を超えた内容に出ている。

ただ、1954年の自衛

隊発足以來、具体的に持つ

うとする兵器が専守防衛に

収まるかの判断に内閣法制

局は関わらず、主に防衛省

が担ってきた。今回の情報

公開請求に対する政府の回

答は、岸田内閣が敵基地攻

撃能力の保有検討にもこう

している」と示している。